



資金調達力の強化については、「会計ルールに則って正しい会計処理を行う」↓「金融機関からの信頼が上がる」↓「資金調達力が強化される」という図式が容易にイメージできます。しかし、「会計ルールに則って正しい会計処理を行う事」が「収益の拡大」につながるように思えません。

中小企業庁によると、中小会計要領への取組は、「資金調達力の強化」や「収益の拡大」に寄与するそうです。本当でしょうか。

といった中小企業の実態を考慮して作られている点が特徴で、例えば、売掛金を計上しましょう、資産は取得価額で計上しましょう、といった会計処理のルールが定められております。

中小企業庁が主催する中小会計要領フォーラムに参加して参りました。中小企業が中小会計要領を活用し、経営力を強化した事例が紹介されておりましたのでご報告します。

◆実践コラム◆  
会計で収益を上げる方法  
尾川 充広

「家計簿をつけなければ無駄遣いが減る」といったレベルの話でしょうか。フォーラムの後半は、3名の社長様がパネリストとして登壇し、中小企業会計要領の取組について発表しておられました。

その社長様方のお話をお聞きして、ようやく、中小会計要領の活用が収益の拡大につながる意味がわかりました。

説明しますと、「会計ルールに則って正しい会計処理を行う」↓「正しい利益を知ることができる」↓（応用すると）「取引先別、部署別、営業マン別の利益状況を知ることができる」↓（その情報を基に）「不採算の取引先に値上げを交渉する、利益を上げていない部署や営業マンが頑張る、利益を上げていく部署や営業マンに分配を増やすこと」さらさらという図式の様です。

◆お役立ち情報◆  
「新ものづくり補助金（取引環境改善型需要開拓支援事業）」について  
今西 章

■補助対象事業など  
新たな事業分野の市場調査等を行い、実施可能性の高い事業について試作開発、設備投資を行う場合の機械装置費、原材料費、外注加工費、委託費、直接人件費、謝金、旅費、広報費等が補助対象経費となります。

■補助対象要件  
（1）売上減少要件  
取引先事業所が、補助金申請日以前3年の間に閉鎖又は生産規模縮小した、あるいは申請日以後3年以内にその予定があり、その影響を受けて年間の売上高が10%以上減少または減少見込みであること。

（2）雇用維持要件  
補助金申請時の雇用数を補助事業終了時点まで維持すること。

この補助金は、取引先事業所の閉鎖等の影響で売上減少となる中小企業・小規模事業者が、新たな販路開拓や試作開発を実施する場合に必要となる経費の一部を補助するというものです。

◆募集期間  
平成26年3月14日から随時受付となつております。

### 銀行融資プランナー協会マガジン

- 本情報の信頼性の向上には最善を尽くしていますが、その正確性を保証するものではありません。
- 銀行対応に関するご相談、税制・補助金・助成金に関するご相談は、銀行融資プランナー協会正会員事務所にて承っております。お気軽にご相談ください。
- コラムに関するご意見、ご感想、経営に関するご相談などございましたら、下記までお問合せください。

一般社団法人銀行融資プランナー協会事務局  
大阪市中央区船場中央1-4-3-221・222号 (GPC-Tax本部内)  
TEL : 06-6260-0022  
MAIL : info@good-tax.jp  
URL : http://www.bankfinancial-planner.com/

■補助上限など  
補助の対象となる経費の2/3以内で上限1,000万円

■採択の可否は提出書類に基づく審査となります。  
なお、認定支援機関の協力を得ている場合は加算されます。

是非、お早めにご相談ください。最後まで読んでいただき、ありがとうございます。